

# 1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合、広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。
  
- この調査は、各地方公共団体が令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
  
- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
  - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
  - (2) 令和5年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上しているものであること。
  - (3) 資料中、「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が含まれるものであること。

## 懲戒処分者数の状況

- (1) 令和5年度中に懲戒処分を受けた職員数は4,443人であり、前年度に比べて620人増加している。
- ・ 行為別にみると、全体では「一般サービス違反等関係」1,962人が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」940人、「公務外非行関係」774人、「給与・任用関係」176人、「収賄等関係」109人の順となっている。また、本人よる非違行為以外では「監督責任」482人となっている。
  - ・ 種類別にみると、「戒告」1,549人が最も多く、次いで「減給」1,401人、「停職」888人、「免職」605人となっている。
- (2) 懲戒処分者の推移をみると、過去10年間4,000人前後で推移しているほか、「免職」が増加傾向となっている。
- (3) 団体区分別にみると、都道府県等では1,438人、市町村等では3,005人となっている。

### (1) 懲戒処分者数の状況（行為別・種類別）

（単位：人）

区 分		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
本人よる非違行為	一般サービス違反等関係 （通常業務処理不適正、教員による児童生徒に対する非違行為、パワーハラ スメント等）	218 (+68)	377 (+62)	692 (+63)	675 (+15)	1,962 (+208)
	交通事故・交通法規違反 （飲酒運転等）	107 (+25)	182 (+48)	243 (+53)	408 (+32)	940 (+158)
	公務外非行関係 （金銭・異性関係等の非行等）	196 (+45)	291 (+60)	205 (+27)	82 (▲8)	774 (+124)
	給与・任用関係 （諸給与の不正領得等）	7 (+3)	20 (+6)	46 (+8)	103 (+72)	176 (+89)
	収賄等関係 （横領、収賄等）	77 (▲13)	17 (+6)	11 (+6)	4 (▲2)	109 (▲3)
監督責任		0 (0)	1 (▲7)	204 (+49)	277 (+2)	482 (+44)
合 計		605 (+128)	888 (+175)	1,401 (+206)	1,549 (+111)	4,443 (+620)

(注) 1 ( ) 内の数字は、対前年度比を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

## (2) 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

年度	免職	停職	減給	戒告	合計
平成 26	465	885	1,392	1,670	4,412
27	481	805	1,330	1,632	4,248
28	501	858	1,276	1,583	4,218
29	476	791	1,232	1,372	3,871
30	532	848	1,315	1,486	4,181
令和元	494	829	1,354	1,567	4,244
2	436	730	1,210	1,320	3,696
3	439	751	1,296	1,437	3,923
4	477	713	1,195	1,438	3,823
5	605	888	1,401	1,549	4,443

## (3) 団体区分別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
都道府県等	332	325	415	366	1,438
市町村等	273	563	986	1,183	3,005
計	605	888	1,401	1,549	4,443

## 分限処分者数の状況

- (1) 令和5年度中に分限処分を受けた職員数は37,067人であり、前年度に比べて1,702人増加している。
- ・事由別にみると、条例で定める事由による場合を除き、「心身の故障の場合」36,428人が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」252人、「刑事事件に関し起訴された場合」124人、「職に必要な適格性を欠く場合」71人、「勤務実績が良くない場合」48人の順となっている。
  - ・種類別にみると、休職36,577人が最も多く、次いで降任335人、免職82人、降給73人となっている。
- (2) 分限処分者数の推移をみると、過去10年間で約12,600人増加しており、「休職」の増加が主な要因となっている。
- (3) 団体区分別にみると、都道府県等では13,887人、市町村等では23,180人となっている。

### (1) 分限処分者数の状況（事由別・種類別） （単位：人）

区 分	免 職	降 任	休 職	降 給	合 計
心身の故障の場合	25 (▲1)	21 (▲23)	36,382 (+1,932)	— (—)	36,428 (+1,908)
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合	15 (▲529)	237 (+235)	— (—)	— (—)	252 (▲294)
刑事事件に関し起訴された場合	— (—)	— (—)	124 (+27)	— (—)	124 (+27)
職に必要な適格性を欠く場合	22 (+4)	49 (+7)	— (—)	— (—)	71 (+11)
勤務実績が良くない場合	20 (▲4)	28 (1)	— (—)	— (—)	48 (▲3)
条例に定める事由による場合	— (—)	— (—)	71 (▲13)	73 (+66)	144 (+53)
合 計	82 (▲530)	335 (+220)	36,577 (+1,946)	73 (+66)	37,067 (+1,702)

- (注) 1 ( ) 内の数字は、対前年度比を示す。  
 2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。  
 3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

## (2) 分限処分者数の推移

(単位：人)

年度	免職	降任	休職	降給	合計
平成 26	272	127	24,022	1	24,422
27	181	102	24,048	3	24,334
28	125	95	24,110	6	24,336
29	207	91	24,681	4	24,983
30	248	105	25,256	6	25,615
令和元	120	116	27,284	11	27,531
2	248	118	28,433	8	28,807
3	80	104	31,628	15	31,827
4	612	115	34,631	7	35,365
5	82	335	36,577	73	37,067

## (3) 団体区分別分限処分者数

(単位：人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
都道府県等	18	10	13,858	1	13,887
市町村等	64	325	22,719	72	23,180
計	82	335	36,577	73	37,067

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。